

継続・疾病追加における必要な提出書類等(基本郵送申請)

No	書類等名
1	小児慢性特定疾病医療意見書※ ¹
2	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書※ ²
3	療養生活に関するおたずね※ ²
4	世帯調書※ ²
5	医療保険の資格情報が確認できる書類※ ³ (ア) 医療保険者から交付された「資格情報のお知らせ」 (イ) 医療保険者から交付された「資格確認書」 (ウ) マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの (エ) マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン) (オ) (ア)～(エ)をお持ちでない方はマイナンバーカードをご持参ください
6	申請者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)
7	受診者のマイナンバーカード

※¹：指定医が記載します。

※²：高槻市 HP（ページ ID 003496）でダウンロードまたは、子ども保健課の窓口にて必要事項を記載し提出してください。

※³：受診者の加入している医療保険によって必要範囲が異なる書類になります。

被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）の場合→受診者本人分

高槻市国民健康保険、又は業種別国民健康保険組合等の場合→同じ医療保険に加入している方全員分

(ア)～(エ)をお持ちでない方は、マイナンバーを利用した情報連携により提出を省略する予定ですが、情報の取得が遅れる場合があるため、受給者証発行までにお時間を要することがある他、後日追加で書類の提出を求める場合がありますのでご注意ください。

継続・疾病追加における該当者のみ提出書類等(基本郵送申請)

No	該当条件	必要となる書類
8	上記 No. 1 の作成において費用を要した方	・高槻市小児慢性特定疾病医療意見書等助成申請書※ ⁴
9		・領収書(写し可)
10	人工呼吸器等（体外式補助人工心臓又は埋め込み式補助人工心臓等）を装着している方	・医療意見書別紙の「人工呼吸器等装着者証明書」欄を記載したもの※ ⁵
11	重症患者認定基準に該当する方	・医療意見書別紙の「重症患者認定意見書」欄を記載したもの※ ⁵
12	高額な医療が長期的に継続する方	・小児慢性特定疾病医療費自己負担上限額管理票※ ⁶
13	申請者が被保険者でない場合	・番号法の施行に伴う番号確認等について(委任状)※ ⁷
14	新規申請者と同一の医療保険上の世帯に、小児慢性特定疾病又は指定難病の対象者がいる場合	・対象者の小児慢性特定疾病医療受給者証(写し)または ・指定難病の医療受給者証(写し)※ ⁸
15	市町村民税非課税の方で、障がい年金や特別児童扶養手当を受給されている方	・市町村民税非課税世帯の収入申立書兼同意書 または ・収入額を証明する書類※ ⁹
16	国民健康保険組合(高槻市国保、業種別国民健康保険組合等)加入者で、世帯内に市町村民税非課税の16歳以上の方がいる場合	・扶養親族等の課税状況に関する申立書
17	① 市町村民税が非課税の方 ② 業種別国民健康保険組合に加入している方	左記の条件に該当する方は、追加書類として、(非)課税証明書が必要となる場合がございます。 【証明書の課税対象年度について】 ・6月30日以前の申請の場合は、前年度の(非)課税証明書 ・7月1日以降の申請の場合は、当該年度の(非)課税証明書 ※未申告等の場合は市民税の申告をしていただく必要があります。

※⁴：高槻市 HP(ページ ID 169097)からダウンロードまたは、子ども保健課の窓口にて必要箇所を記載し提出してください。

※⁵：指定医が記載します。書類は、高槻市 HP(ページ ID 003496)からダウンロードいただくか、子ども保健課にお問合せください。

※⁶：医療費総額が月5万円を超える月が年間6回以上ある場合

※⁷：高槻市 HP(ページ ID 003496)からダウンロードいただくか、子ども保健課の窓口にて必要箇所を記載し提出してください。

※⁸：申請中の方で医療受給者証がまだお手元に無い方は、口頭で申し出てください。

※⁹：障がい年金や特別児童扶養手当の額を含めた所得が82万6千5百円以上あることが明らかな場合は、申立書の提出のみでも可能です。(高槻市 HP(ページ ID 003496)からダウンロードいただくか、子ども保健課の窓口にて必要箇所を記載し提出してください。)